（様式３）

パブリックコメント手続の実施結果について

１　案件名

平塚市子ども・子育て会議条例の一部改正（案）

２　案件の概要

平塚市子ども・子育て会議は、「子ども・子育て支援法」に基づく「市町村等による合議制の機関」として、主に子ども・子育て支援に関することを調査審議してきました。

同会議の対象に若者を含め、子ども・若者から子育て当事者への切れ目ない施策について総合的に調査審議するため、平塚市子ども子育て会議条例の一部改正を行います。

３　募集概要

（１）意見の募集期間

令和８年５月１日（金）～令和８年６月１日（月）

（２）意見の提出方法

持参、郵送、ＦＡＸ、電子メール、e-kanagawa 電子申請システム

４　実施結果

（１）提出意見数

個人から	３　人	３　件
団体から	０　団体	０　件
合計		３　件

（２）意見内訳

項目	件数（件）
施行時期と運用上の空白について	1
３主な改正内容（２）所掌事務	1
その他	1
合計	3

（３）意見への対応区分

項目	説明	件数（件）
ア：反映	意見を受けて計画案等を修正したもの又は意見の趣旨が計画案等に含まれるもの	1
	（内訳）	
	意見を受けて計画案等を修正したもの	（０）
	意見の趣旨が計画案等に含まれるもの	（１）
イ：参考	事業・取組を推進する上で参考とするもの	0
ウ：その他	意見募集の範囲と異なるもの、反映が困難なもの、質問など	2
合計		3

５　意見対応表

番号	項目	市民意見の概要	市の考え方	対応区分
1	施行時期と運用上の空白について	令和７年２月に策定された「平塚市こども計画」（第６章第２項第１号／１２１頁）では、「毎年、その取組状況を確認する」とされています。 一方で、本条例の施行が令和９年６月とされていることから、計画策定から約２年間、若者施策の評価や当事者意見の反映を担う新体制が十分に機能しない可能性があります。 この点について、計画と条例の間に実質的な運用上の空白が生じるおそれがあるのではないかと考えます。 当該移行期間において、計画に掲げられた毎年の取組確認をどのような体制（現行会議体の活用又は暫定的な仕組みの構築等）で実施するのか、その実効性を担保する具体的な運用方針について明確化が必要と考えます。	令和９年６月までの平塚市こども計画の進捗管理は、若者施策の評価も含めて現行の平塚市子ども・子育て会議において実施してまいります。 若者施策を進めるにあたっては、これまでも若者や関連団体等の意見を反映しながら事業を実施してきていますが、一部改正により、平塚市子ども・子育て会議に平塚市青少年問題協議会を統合するとともに、若者当事者を委員に加えることで、平塚市こども計画の進捗確認の体制強化を図ります。	ア 反映
2	３主な改正内容（２）所掌事務	平塚市の公務員は、現在育児時短勤務の制度を、一番下の児が就学するまで使えますが、それを小学校卒業までに延長していただきたいです。育児と両立しながら、長い目で見て心身ともに健康で仕事を続けていくには、とても有用な制度だと思っています。定員制や枠を設けるような形でも良いと思うので、特に、不足しており募集をかけているような医師などの専門職などに適応すれば、市外からも勤務を希望する人が来る可能性が高くなるかと思います。	今回の平塚市子ども・子育て会議条例の一部改正は、平塚市子ども・子育て会議の設置目的、所掌事務や委員についての改正となります。 いただいたご意見については、人事を所管する部署へお伝えさせていただきます。	ウ その他

3	その他	改正（案）には、大切なことが種々書かれているでしょうが、ここでは平塚市の正規職員の子ども子育てに対する認識を疑いたくなるような体験についてのみ書かせて頂きます。 正確な日時を示せませんが、何年か前に市内の保育園で起きた事件に関する件です。そのことをニュースか新聞で知り私はショックを受けました。偶々８階に用事があり来庁した時、市議会事務局の男性職員にその事件のことでちょっと質問したところ、「それは民間のことですから」という答えが返ってきました。子どもの生死に関係することに、民間か公立かの区別を持ち出して正面から向き合えない姿勢に再びショックを受けました。私は男性職員をつかまえて問い詰めるつもりはありませんでした。ただその事件の事実を確認して担当部署に事情をうかがいたいと思っていただけです。その男性が事件と関係性のないことは明々白々であり、それは私も同様です。しかし、平塚市内で起きた事件であることも明らかであり、そのことについて市民として、市の職員として無関心であるわけにはいかないと私は考えました。残念ながら彼からはそういう関心を示すそぶりは全く見て取れませんでした。 その後１階の保育課に立ち寄ってみると、灯りも点けず誰一人話もせずに静まりかえって一様にうつむく姿を目にしました。現場の職員の方たちはそれぞれに今回の事件によってうちひしがれているのだなと考えて私は黙ってその場を後にしました。 行政まかせにするのではなく、市民の声があらゆる場面で自由に表現されることを重要だと考えます。今回の	平塚市子ども・子育て会議条例の一部改正により、青少年問題協議会を統合し、委員に若者当事者を加えることで、平塚市こども計画の進捗確認の体制強化を図るとともに、公募委員も含めた多方面からのご意見を頂きながら、子どもや子育て、若者施策の推進を図ってまいります。	ウ その他

		改正がそれに資することを希望します。 　せっかくのパブコメの機会なのでもしついでがありましたら、広報課に以下の文面を伝えていただけると助かります。「あったかひらつか」どこ行った？		

★：意見を受けて計画案等を修正したもの

＜お問い合わせ先＞
平塚市健康・こども部保育課
電　　話：０４６３－２１－９８４２
電子メール：hoikuka@city.hiratsuka.kanagawa.jp